

石巻市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

なお、同法第199条の2の規定に基づき奥山浩幸監査委員は除斥しました。

令和7年3月7日

石巻市監査委員 堀 内 賢 市

石巻市監査委員 清 水 俊 雄

- |               |                                                     |
|---------------|-----------------------------------------------------|
| 1 監査対象部課等     | 議会事務局                                               |
| 2 監 査 期 間     | 令和6年12月25日から令和7年3月6日まで                              |
| 3 監 査 対 象 範 囲 | 前回監査終了時（令和4年1月）から令和6年11月までに執行された一般事務及び財務に関する事務      |
| 4 監 査 場 所     | 石巻市監査委員事務局及び現場                                      |
| 5 監 査 結 果     | 一般事務及び財務に関する事務について、処理状況を試査したところ、特に指摘事項等は認められませんでした。 |